**環境保全※各項目に具体的な内容をご記入ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 騒音・振動防止方法 |  |
| 有価物と廃棄物の分別方法 |  |
| 有価物の取引先 |  |
| 廃棄物の処分方法・処分先 |  |
| 生活環境被害発生時の連絡先及び対応方法 |  |
| 事業用地の衛生管理方法 |  |
| 事業用地内の監視・点検方法 |  |
| 作業時間 |  |

**◎以下、様式3に記入すべき内容です。確認後、チェックボックスにチェックしてください。**

**（　　）には、具体的な内容等をご記入ください。**

**道路**

●接続道路

□事業用車両と地元車両のすれ違いに考慮している。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□大型車両の通行量に見合った舗装厚となっている。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□法面埋め立ての場合は、側溝を設置する予定である。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□設置する道路側溝と既設舗装の間はアスファルト舗装となっている。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

●交通安全対策

□道路に進入路を取り付ける場合は、道路管理者と協議が終わっている。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□事業用地が接する道路が通学路に当たるときは、必要に応じて道路管理者、教育委員会等と協議のうえ交通安全措置を講じている。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□事業用地からの保管物、土砂等の搬出入に伴う環境汚損等を防止しており、他の交通の妨げとならない。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□道路通行上危険のおそれがある箇所には、交通安全施設、防護柵等の安全施設を設置している。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講じている。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**排水施設**

□事業用地内の雨水を適切に排出するため排水施設を設けている。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□事業用排水は直接排水せず、終末処理施設又は汚水浄化装置等を経て、排水施設に接続している。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

裏面もご記入ください。

□排水施設の排水能力が不足するときは、承認工事等による整備を実施。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□排水施設の管理者と十分な協議がされている。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□接続する排水施設の維持管理に協力する予定である。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**造成工事**

□切土・盛土がある場合は、施工後における安全面に配慮している。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□工事に伴う近隣住民等からの苦情へは、速やかに必要な措置をとる予定である。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□工事中は交通安全への配慮を行う計画である。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**保管**

□再生資源物、土砂等を扱う場合、事業用地の周囲に地盤面から1.8m以上の高さの囲いがある。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□事業用地から再生資源物等が飛散し、流出し、及び地下浸透し、並びに悪臭が発散しないように、必要な措置が講じられている。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□屋外において再生資源物等を容器や包装を用いず保管する場合にあっては、積上げられる保管物の高さが、技術基準内である。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

㊟自動車等の処理及び保管については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に準ずる。